

市内各保育施設等のかたへ

1 団体貸出について

図書館では、館外活動の一環として、公共施設、公共団体、その他の団体に対して図書館資料の貸出を行っております。

- (1) 貸出冊数：100冊以内
- (2) 貸出期間：1か月

* 初めて資料の貸出を受ける場合

「図書館資料団体貸出申込書」を市立図書館に提出する必要があります。「図書館資料団体貸出申込書」及び「越谷市立図書館団体貸出運営基準」は市立図書館に用意してありますので、直接お問い合わせください。

* 借りる本を集めてほしい場合

テーマなど、借りたい本のご希望がありましたら、市立図書館児童担当へご相談ください。

2 市立図書館の見学等について

市立図書館の使い方、資料の探し方などについて職員が説明するとともに、館内をご案内します。また、おはなし会や貸出も体験することができます。

○申込方法：ご希望の日程（第3希望程度までいただくと助かります）及び内容について、事前に電話でご連絡ください。

調整後、日時、人数(子ども及び引率職員)、見学内容(ガイダンス・図書館見学・おはなし会・貸出)を明記の上、見学依頼をご提出ください。

3 その他

市立図書館職員の派遣希望等がございましたら、日程等の調整が必要になりますので、早めにご連絡いただきますようお願いいたします。

その他、何かございましたら、随時、ご相談ください。

【問合せ】 越谷市立図書館 児童担当
電話 048-965-2655
FAX 048-962-3054